

## 1. 国保連システムに係る請求について

障害福祉サービス等に係る利用料の支払いが困難な者に対しては「平成28年熊本地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」(平成28年4月22日付け厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡)により、利用料の支払いを免除できるものとしたが、その場合、市町村においては、免除対象とした受給者について「給付費等の額の特例情報」を設定した受給者異動連絡票情報(基本情報)(障害児支援の場合は、障害児支援受給者異動連絡票情報(基本情報))(以下「受給者情報 ※ 」という。)を作成し、当該データを国保連へ送付すること。

※受給者情報の設定方法は、別紙1参照。

## 2. 障害福祉サービス等事業所からの請求について

利用者負担の徴収が猶予された者に対する介護給付費等の請求については、「平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて」(平成28年5月2日付け厚生労働省障害保健福祉部企画課事務連絡)にて通知したとおり、請求明細書の「請求額集計欄」の利用者負担額②に0と記載して請求すること。

※利用者負担を徴収猶予した場合の給付費明細書の記載方法は、別紙2参照。

## 3. その他

庁舎の被災等により市町村等にて、上記1. に記載した受給者情報の整備ができない場合は、国保連における請求情報に対する点検で「エラー」となるが、平成28年4月サービス提供分に関して、以下の表の点検結果を暫定的にエラーから警告に変更するので、ご承知おき願いたい。この場合、審査が可能となった時点で審査を速やかに実施されたい。(平成28年4月22日付け事務連絡「熊本地震に伴う国民健康保険団体連合会における介護給付費等及び障害児通所給付費等の支払処理の取扱いについて」を参照)

なお、審査業務に支障のない市町村においては、以下の表に記載があるエラーコードに該当し、警告とされた請求について通常どおり審査を行い、支払いの可否を判断する必要がある。

## 【「エラー」から「警告」に変更するエラーコード一覧】

エラーコード	エラー内容
EN21	資格:利用者負担額②の計算値が不正です
EN24	資格:利用者負担額②の計算値が不正です (多子軽減後の額)
EN25	資格:利用者負担額②の計算値が不正です (都道府県等が定める額)

※1:当該措置は熊本県に限定したものであり、同県以外の都道府県及び市町村においては、点検結果への影響は発生しない。

※2:当該措置により、上記エラーコードに該当するものは熊本県内全市町村で国保連の点検結果がエラーから警告に変更されることとなる。

※3:平成28年5月サービス提供分以降の取り扱いについては、別途通知する。